

第6次 女川町地域福祉活動計画



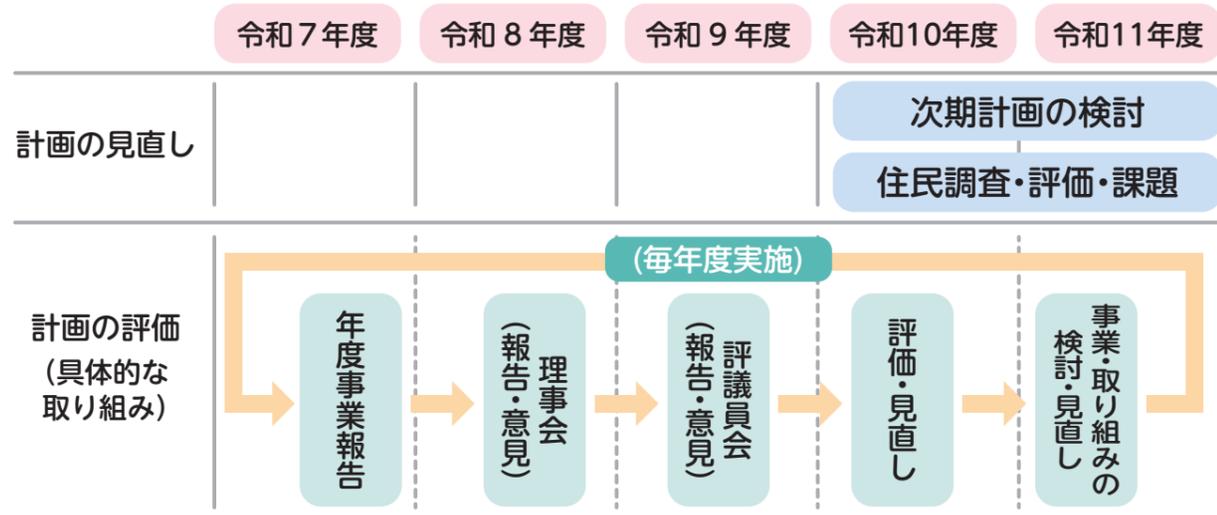
【進行管理体制】

地域福祉を推進していくためには、本計画の各事業の実施状況を確認しながら、進行・管理していくことが重要となります。

そのため、計画の推進にあたっては、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)」のサイクルにより、女川町地域福祉活動計画策定委員会において、設定した評価指標を用いて評価します。また、年度ごとの進捗状況は、本会理事会及び評議員会に年1回実績を報告し、ご提言をいただき、次年度以降の事業計画に反映させていきます。

なお、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、見直し等を図っていきます。

第6次女川町地域福祉活動計画進行管理スケジュール



【計画期間】

地域福祉活動計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、地域の実情や進捗状況などを踏まえ必要に応じて見直しを図り、単年度の事業計画で修正していきます。

また、次期計画の策定期間については、令和10年度から準備を進めていきます。

【計画の背景と目的】

近年、家族形態や社会の大きな変化により、一人ひとりが抱える問題は複雑化・複合化し、世帯全体に及ぶ問題に発展しているケースが多く見受けられます。さらには、少子高齢化に伴い、現役世代の急減が懸念され、我が国にとって今後の地域福祉の重要性は益々高まっています。

現在、国が目指す「地域共生社会」の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民などが「我が事」として参画し、人と人、人と資源がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。様々な課題が潜在化する社会の中で、それらを解決・補完していくためには「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

本会では、この地域福祉を計画的に推進していくために、第5次女川町地域福祉活動計画を策定し、住民主体を基本としながら、国が目指す「地域共生社会の実現」に向けて進めてきました。今般、第5次女川町地域福祉活動計画が令和6年度で終了となることから、現在の地域課題を洗い出し、さらに前計画の評価を踏まえつつ、第6次女川町地域福祉活動計画を策定しました。

本計画は、多様な生活課題を抱えつつも、住み慣れた地域で人とつながり支え合うことで、自分の暮らしに彩りを持ちながら生きられる地域を、共に創っていける社会を目指すための具体的な指針・計画として策定いたしました。

編集発行 社会福祉法人女川町社会福祉協議会
986-2243 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山 107 番地 17
TEL 0225-53-4333
URL <http://shakyo-onagawa.or.jp>
発行年月日 令和7年3月



基本目標 1

みんなが認め合える・支え合える人づくり

【目指す姿】

あらゆる人が一人ひとりの個性や立場・考えを大切にし、多様性を理解して認め合う地域社会の実現を目指します。

また、すべての住民が互いに支え合い、「共に生きる社会」の実現に向けて地域福祉の意識醸成を目指します。

1-1 個人の権利を尊重し、あらゆる人が共生する視点や意識の醸成

- (1) 人権教育や人権保護の啓発
- (2) 権利擁護、成年後見制度等の周知
- (3) 福祉教育の実施
- (4) 偏見・差別や虐待防止の啓発

1-2 地域を支える人材の発掘と育成

- (1) 地域活動の情報発信
- (2) アウトリーチ型による人材の発掘
- (3) 認知症サポーターの養成
- (4) チームオレンジの普及・支援
- (5) 介護予防サポーターの育成
- (6) 見守り、声掛け活動の拡大

1-3 地域活動やボランティア活動を通じた地域福祉の人材育成

- (1) ボランティア活動の支援
- (2) 福祉教育の実施

基本目標 3

みんながつながり安心できる地域づくり

【目指す姿】

地域住民や行政、企業、団体などのあらゆるひとがつながり、連携・協働して安心して暮らせる地域を目指します。

3-1 安心して暮らすための相談支援体制の充実

- (1) アウトリーチによる早期発見
- (2) 総合相談体制の充実

3-2 福祉課題を抱える人への適切な支援

- (1) 福祉サービス等を活用した支援
- (2) 福祉サービス等の開発
- (3) 継続的な伴走支援

3-3 支え合うための多様なネットワークの構築

- (1) ネットワークによる情報発信
- (2) 既存のネットワークを活かしたプラットフォームやラウンドテーブルの実施

3-4 防災の取り組みや災害時支援の協働強化

- (1) 防災教育への協力と意識啓発
- (2) 防災訓練の実施に向けたアプローチと支援
- (3) 災害ボランティアの養成
- (4) 災害活動への支援
- (5) 障がい者(児)に配慮した福祉避難所設置にかかる関係機関との連携・検討

3-5 情報の発信と活用の推進

- (1) 配慮を要する人への情報の伝え方
- (2) インターネットなどを活用した福祉情報の発信・収集

基本目標 2

みんなが参加し、活躍できる場づくり

【目指す姿】

住民が自ら多様な場へ参加・活動し、様々な人とのかかわりや交流を持つことで、一人ひとりの状況に合ったつながりと生きがいを持てる生活の実現を目指します。

2-1 一人ひとりが元気で生きがいを持って活動できる場づくり

- (1) 介護予防教室の開催
- (2) 出前講座の活用
- (3) 地域での生きがい活動の支援

2-2 誰もが交流できる機会を通じたつながりづくり

交流の場の企画・調整・支援

2-3 住民自らが多様な場へ参加できる環境づくり

- (1) 情報発信
- (2) 住民主体による「場づくり」
- (3) 共同募金、歳末たすけあい運動の推進

2-4 住民主体による支え合い活動の推進

- (1) 住民主体による見守り活動、声掛け活動への参画
- (2) 生活支援体制整備事業の活用
- (3) 日常生活における支え合い活動の推進

2-5 ボランティアセンターの充実

(町民協働活動センターを目指して)

- (1) 多様な主体が行う福祉活動の支援・協働
- (2) 社協ボランティアセンターの運営強化
- (3) ボランティア活動推進のためのプラットフォームやラウンドテーブルの実施

基本目標 4

安定した法人運営

【目指す姿】

地域福祉の中核的役割を担う本会が将来にわたって存続し、福祉ニーズに応じていけるよう組織基盤の強化と安定した法人運営を目指します。

4-1 地域福祉の中核を担う本会の組織基盤の強化

- (1) 経営情報の共有化
- (2) 自主財源の確保と中期的な財政計画の作成
- (3) 適切な予算措置と執行管理

4-2 福祉サービス開発の検討体制の構築

福祉サービス開発の内部検討会の立ち上げ

4-3 将来を見据えた人材確保と業務効率化

- (1) 人員配置計画による人材の確保
- (2) 職員のスキルアップ研修の実施
- (3) ICT 導入による業務効率化の推進

基本理念

一人ひとりの幸せに向けて
つながり合い支え合う
みんなのまち
おながわ